

## 第1章 定数・任用

### ○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の任免発令等の手続に関する 規程

平成27年11月12日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、一般職職員の任免発令等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(発令用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 組合の職員でない者を管理者を任命権者とする職員に任用することをいう。
- (2) 昇任 職員を当該職員の現に有する職又は級より上位の職又は級に任用することをいう。
- (3) 降任 職員を当該職員の現に有する職又は級より下位の職又は級に任用することをいう。
- (4) 昇給 職員に対し、当該職員が現に受けている号給を同一の職務の級内で上位の号給に変更することをいう。
- (5) 配置換え 職員に対し、当該職員の職を変えずに職務の担任又は勤務所を変更することをいう。
- (6) 転任 現に任用されている管理者以外の者を任命権者とする組合の職員を管理者を任命権者とする職員に任用することをいう。
- (7) 任用換え 事務職員を技術職員に、技術職員を事務職員に任用すること又はこれらに準ずることをいう。
- (8) 兼務 1又は2以上の職務担任又は勤務所を有する職員を更に当該職員の有する職と同一の職の他の職務担任又は勤務所を兼ねさせることをいう。
- (9) 事務取扱 役付職員が、当該職員の有する職より下位の職の職務を兼ねることをいう。
- (10) 併任 国若しくは他の地方公共団体の職員又は現に任用されている管理者以外の者を任命権者とする組合の職員を管理者を任命権者とする職員に併せて任用することをいう。
- (11) 派遣 職員が組合の職員としての身分を保有したまま国、他の地方公共団体、組合に関係する公共的団体の業務に従事させることをいう。
- (12) 失職 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条

第4項の規定により、職員としての身分を失うことをいう。

- (13)免職 法第28条第1項又は第29条第1項の規定により、職員の意に反してその職員としての身分を失わせることをいう。
- (14)退職 職員が、その自発的意思、定年又は死亡によりその職員としての身分を失うことをいう。
- (15)戒告 法第29条第1項の規定により、懲戒処分として戒告することをいう。
- (16)減給 法第29条第1項の規定により、懲戒処分として減給することをいう。
- (17)停職 法第29条第1項の規定により、懲戒処分として停職することをいう。
- (18)休職 法第28条第2項の規定により、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことをいう。
- (19)育児休業 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員がその身分を保有したまま職務に従事しないことをいう。
- (20)育児短時間勤務 育児休業法第10条の規定により職員が当該子を養育するため任命権者の承認を受けて行う短時間勤務をいう。
- (21)復職 休職中の職員又は休職の期間の満了した職員が職務に復帰することをいう。
- (22)研修 法第39条の規定により、職員に対しその勤務能率の発揮及び増進のための教育を行うことをいう。
- (23)再任用 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。
- (24)育休任期付職員 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。
- (25)育短任期付職員 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

（任免等の発令様式等）

第3条 職員の任免等の発令の様式は、原則として別表に定める例によるものとする。

第4条 職員の任免等の発令は、辞令（別記様式）を本人に交付して行うものとする。  
2 次の各号のいずれかに該当する場合において、必要と認めるとき（懲戒処分、分限処分その他別に定めるところにより辞令を交付するものとされているものに係る発令を行うときを除く。）は、文書による通知その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 緊急の場合
- (2) 職員の職の名称の変更のため多数の発令をする場合

- (3) 条例又は規則の改廃による組織の変更に伴い、職員を出向させ、転任させ、又は配置換えをする場合
- (4) 職員の給料を昇給させる場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、辞令の交付によらないことを適当と認める場合（辞令等が交付できない場合）

第5条 辞令の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を印旛郡市広域市町村圏事務組合の掲示場に掲示することをもってこれに替えることができるものとし、掲示した日から2週間を経過したとき辞令の交付があったものとみなす。

#### 附 則

この訓令は、平成27年11月12日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	発令様式	備考
採用	印旛郡市広域市町村圏事務組合 職員に任命する	役付職員である事務職員又は 技術職員に適用する場合
	局(部) 課長に補する	
	職給料表 級に決定する	
	号給を給する	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合 職員に任命する	役付職員でない事務職員又は 技術職員に適用する場合
	に補する	
	職給料表 級に決定する	
	号給を給する	
	局(部) 課勤務を命ずる	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合 職員に任命する	技能職員に適用する場合
	に補する	
	業務職給料表 級に決定する	
号給を給する		
局 課勤務を命ずる		
昇任	局(部) 課長に補する	役付職員に適用する場合
	職給料表 級に決定する	職に異動がないときは補職発 令を、給料に異動がないときは 給料発令をそれぞれ行わない。
	号給を給する	
	に補する	
	職給料表 級に決定する	
	号給を給する	
降任		昇任の場合に準ずる。
昇給	職給料表 級 号給を給する	
配置換え	局(部) 課長に補する	役付職員に適用する場合
	局(部) 課勤務を命ずる	役付職員以外に適用する場合
転任		採用の場合に準ずる。
任用換え		採用の場合に準ずる。
兼務	兼ねて 局(部) 課長に補する	役付職員に適用する場合

	局(部) 課長兼務を解く	兼務を解く場合
	兼ねて 局(部) 課勤務を命ずる	役付職員以外に適用する場合
	局(部) 課兼務を解く	兼務を解く場合
事務取扱	局(部) 課 事務取扱を命ずる	
	局(部) 課 事務取扱を解く	事務取扱を解く場合
併任	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員に併任する	
	( 局(部) に補する )	
	( 局(部) 課勤務を命ずる )	
	( 無給とする )	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の併任を解く	併任を解く場合
派遣	へ派遣を命ずる	
	期間は 年 月 日から 年 月 日までとする	更新の場合も新規に準ずる。
	への派遣を解く	派遣を解く場合( 期間満了でも発令 )
失職		別に通知を発する。
免職	地方公務員法第 28 条 ( 第 29 条 ) 第 1 項第 号の規定により本職を免ずる	処分の事由を記載した説明書を交付する。
退職	願いにより本職を免ずる	自発的意志により退職する場合
	定年により退職する	定年により退職する場合
	再任用の任期満了により退職する	再任用の任期満了により退職する場合
	死亡により本職を免ずる	死亡により退職する場合
戒告	地方公務員法第 29 条第 1 項第 号の規定により戒告する	処分の事由を記載した説明書を交付する。
減給	地方公務員法第 29 条第 1 項第 号の規定により 箇月間給料の 分の	処分の事由を記載した説明書を交付する。

	を減ずる	
停職	地方公務員法第 29 条第 1 項第 号の規定により停職を命ずる	処分の事由を記載した説明書を交付する。
	期間は 年 月 日から 年 月 日までとする	
休職	地方公務員法第 28 条第 2 項第 号の規定により休職を命ずる	処分の事由を記載した説明書を交付する。
	期間は 年 月 日から 年 月 日までとする	
	復職を命ずる	復職する場合
	休職の期間を 年 月 日まで更新する	更新する場合
研修		別に通知を發する。
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定により次の期間育児休業を承認する	
	期間は 年 月 日から 年 月 日までとする	
	育児休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する	延長する場合
	職務に復帰した	復帰した場合
	育児休業の承認を取り消す	承認を取り消す場合
	職務に復帰した	
育児短時間勤務	地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条の規定により次の期間育児短時間勤務を承認する	
	期間は 年 月 日から 年 月 日までとする	
	週 時間 分勤務とする	
	育児短時間勤務の期間を 年 月 日まで延長することを承認する	延長する場合
	育児短時間勤務の期間は満了した	期間が満了した場合
	育児短時間勤務の承認は失効した	承認が失効した場合
	育児短時間勤務の承認を取り消す	承認を取り消す場合

	育児短時間勤務（週 時間 分勤務）を取り消し、年 月 日付けで請求のあった育児短時間勤務を承認する期間は年 月 日から年 月 日までとする	承認されている子以外の承認又は異なる内容の承認をする場合
	週 時間 分勤務とする	
	地方公務員の育児休業等に関する法律第 17 条の規定による短時間勤務をさせる	育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合
	地方公務員の育児休業等に関する法律第 17 条の規定による短時間勤務は終了した	育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務が終了した場合
再任用	地方公務員法第 28 条の 第 項の規定により再任用する	役付職員である事務職員又は技術職員に適用する場合
	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員に任命する	
	任期は年 月 日までとする	
	（週 時間 分勤務とする）	
	局(部)部 課長に補する	
	職給料表 級に決定する	
	地方公務員法第 28 条の 第 項の規定により再任用する	役付職員でない事務職員又は技術職員に適用する場合
	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員に任命する	
	任期は年 月 日までとする	
	（週 時間 分勤務とする）	
	に補する	
	職給料表 級に決定する	
	局(部) 課勤務を命ずる	
	地方公務員法第 28 条の 第 項の規定により再任用する	技能職員に適用する場合
	印旛郡市広域市町村圏事務組合職員に任命する	
	任期は年 月 日までとする	

(週 時間 分勤務とする)	
に補する	
業務職給料表 級に決定する	
局 課勤務を命ずる	
再任用の任期を 年 月 日まで更新する	任期を更新する場合
勤務時間を週 時間 分勤務とする	勤務時間を変更する場合
再任用の任期満了により退職する	任期満了により退職する場合

別記様式（第4条関係）

辞 令

(氏名)	(職種)
(発令事項)	
(発令年月日及び任命権者)	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">           印旛郡市広域市町村圏事務組合            管理者 <span style="float: right;">印</span> </p>	